

(案)

逗子市地域防犯カメラ設置事業補助制度
について

平成28年12月

逗 子 市

目 次

- 1 逗子市地域防犯カメラ設置事業補助制度の概要
- 2 防犯カメラの設置・管理
- 3 防犯カメラ設置の準備
- 4 補助申請にあたり
- 5 関係機関・問い合わせ先

逗子市で検討をしている地域防犯カメラ設置事業補助制度は、次のとおりです。この制度は、平成29年度から実施を予定し、補助を行う際は、補助金予算について、市議会の議決が必要です。

平成29年度の補助申請スケジュールは、確定した段階でお知らせする予定ですが、概ねの予定としては、次のとおりです。

- ・ 4月～5月 防犯カメラ設置の事前協議
- ・ 6月頃 補助金交付申請書類一式の提出
(設置する団体の総意を証する書類が必要です。)
- ・ 9月以降 補助金交付決定
- ・ 10月～1月頃 防犯カメラ設置工事、工事費等の支払
補助事業完了報告書類一式の提出
- ・ 2月～3月 補助金の交付

1 逗子市地域防犯カメラ設置事業補助制度の概要

(1) 制度の目的

自治会・町内会等（以下「自治会等」といいます。）が、地域の犯罪の防止を目的として、新たに設置する防犯カメラの設置経費の一部を補助する制度です。

(2) 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能のあるものとします。

(3) 補助対象経費

防犯カメラの新設に要する経費のうち、次にあげる経費

- ①防犯カメラの機器購入費（撮影装置、録画装置）
- ②防犯カメラ設置のための工事費
- ③防犯カメラ設置表示にかかる費用（防犯カメラを設置する区域の見やすい場所に防犯カメラの設置表示が必要です。）

(注1) 既存の防犯カメラの更新費用・修理費等やリース・レンタルによる防犯カメラの設置費用は補助の対象外です。

(4) 補助の額等

防犯カメラ1台あたりの補助上限額は、200,000円です。

補助上限額の内訳は、次のとおりです。補助金額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

① 県の補助 補助対象経費の1/2または180,000円のいずれか低い額

② 市の補助 20,000円（補助対象経費から県の補助を差し引いた残額以内）

(注2) 県の補助は、『神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱』によります。県の補助は、市の補助を受けることが前提となります。

(注3) 申請できる台数に上限はありませんが、県・市の予算の範囲を超えたときは、補助できない場合があります。県が市に対して交付決定する防犯カメラの台数に応じ、市が自治会等へ補助する台数を決定します。

2 防犯カメラの設置・管理

(1) 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とし、プライバシーを侵害することがないように配慮し、道路等の不特定多数の方が通行する場所を撮影範囲として設置することとします。なお、防犯カメラは、設置の日から継続して5年以上設置し運用することとします。

(2) 防犯カメラの設置表示

通行する皆さんが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、防犯カメラの設置場所や撮影範囲付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示することとします。犯罪防止の効果を高めるためにも設置表示は誰からも確認できる必要がありますが、個々の防犯カメラに設置表示することを求めるものではありません。

(3) 防犯カメラの管理責任者の指定・管理運用基準の策定

防犯カメラを設置する自治会等は、管理責任者と取扱責任者を指定するとともに管理運用基準を策定し、プライバシーへの配慮や適切な画像の管理に努め、必要な措置を講じる責務があります。

[防犯カメラの管理運用基準に盛り込む事項]

- ① 防犯カメラの設置目的
- ② 防犯カメラの設置場所、撮影範囲、設置の表示
- ③ 防犯カメラの管理責任者の指定及びその責務
- ④ 画像の漏えい、流出、滅失、き損などの防止、保管方法、保管期間、消去方法など安全管理に関すること
- ⑤ 画像の利用・提供制限に関すること
- ⑥ 苦情処理・問い合わせなどに関する対応
- ⑦ その他、防犯カメラの設置・運用を適切に行うために必要なこと

(4) 防犯カメラにより撮影された画像の管理・保管期間

画像の記録方式は多様化し、画像のコピーや持ち出しが容易な状況となっています（画像の記録方式の例：ビデオテープ、DVD、USBメモリ、SDカード、ハードディスクなど）。

画像記録の不必要な利用・持ち出し、漏えい、流出、滅失、き損などがないように、画像記録は施錠した場所に保管するなど安全管理に努めることとします。また、ネットワークカメラ（有線または無線でインターネットにつながるネットワークを通じて画像を確認できる防犯カメラ）を設置する場合は、パスワードの適切な更新やプログラムを最新の状態に更新するなどして、不正アクセスを防ぐための対策を講じることとします。

画像の保管期間は、目的に必要な最小限の期間（おおむね1か月以内）を定め、保管期間が終了した画像は確実な方法（記録の初期化・上書きなど）で消去することとします。

(5) 防犯カメラにより撮影された画像の利用・提供の制限

防犯カメラで撮影された画像には、不特定多数の方が映ることになります。プライバシーの問題に配慮し、原則、目的以外での利用や他者への提供を禁止します。ただし、次の場合は客観的に妥当であると認められるため、画像の提供をできることとします。提供にあたっては、提供する必要性を十分確認し、提供先、提供日時、画像の内容、利用目的・理由などを記録しておくこととします。

- ①法令・条例の規定に基づいて提供するとき
- ②人の生命、身体または財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められるとき
- ③犯罪捜査等のため捜査機関から文書による要請を受けたとき
- ④撮影された本人の同意があるとき、または、本人へ提供するとき

(6) 防犯カメラに関する苦情処理

防犯カメラが設置されていることに不安を感じる方がいる場合があります。管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ速やかに対応することとします。

3 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、自治会等の合意、設置や維持管理に要する費用、設置のための許可手続きなどが必要です。事前の準備には、次のようなことが挙げられます。

(1) 防犯カメラの設置計画

どのような犯罪を防止するかなどの具体的な目的、管理運用の方法・体制、設置や維持管理に要する費用、設置場所、撮影範囲、設置の表示、設置までのスケジュールなどについて計画を作成します。

防犯力向上のための防犯カメラの設置場所や犯罪発生状況の相談先は、逗子警察署生活安全課となります。

(2) 自治会等の合意

(1)の計画について、自治会等で合意されることが必要です。防犯カメラの補助申請にあたっては、自治会等の総意であることを証する書類が必要となります。

(3) 設置を希望する場所の所有者（管理者）等への相談

当然のことですが、防犯カメラの設置を希望する場所が自治会等の所有ではない場合、所有者等の許可が必要です。自治会等が所有者等に設置できるかどうかを相談してください。補助を受ける際に次の書類が必要となります。

- ① 私有地の場合は、所有者の承諾書等の写し
- ② 電柱の場合は、東京電力またはN T Tからの承諾の回答の写し
- ③ 公園内の場合は、公園施設占用許可書の写し
- ④ 道路上の場合は、道路占用許可書の写し

(注4) 設置場所が私有地や電柱であっても、防犯カメラが公道上にかかる場合は、道路管理者の許可（道路占用許可）が必要です。

(注5) 設置場所として電柱を希望する場合、東京電力またはN T Tへ複数の書類の提出を求められるなど、承諾までに時間を要することがあります。

(注6) 防犯灯柱へのカメラの設置は、防犯灯の役割を阻害するおそれや落下や倒壊などの事故が発生した場合の責任の所在があいまいになるため認められません。

4 補助申請にあたり

(1) 事前相談・協議

補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助申請の手続きについて、市防犯担当課に相談をしてください。補助を申請する前に次の書類を提出します。

- ① 「地域防犯カメラ設置協議書（第1号様式）」
- ② 防犯カメラ新設にかかる見積書（積算根拠が明確なもの）
- ③ 防犯カメラと設置表示の設置個所（位置がわかる図面）

(注7) 「(第1号様式)」は、『逗子市地域防犯カメラ設置事業補助要綱(案)』の様式です。

(2) 補助金交付申請書類

自治会等は、補助申請として次の書類を市へ提出します。

- ① 「地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(第2号様式)」
- ② 団体規約(自治会等運営のための規約)
- ③ 「団体調書(第3号様式)」(団体名・構成世帯数など)
- ④ 「地域防犯カメラ設置事業対象団体役員名簿(第4号様式)」
(役職名、役員名など)
- ⑤ 「地域防犯カメラ設置事業計画書(第5号様式)」
(設置場所、台数、工期、事業費、管理運用方法など)
- ⑥ 「地域防犯カメラ設置事業収支予算書(第6号様式)」
- ⑦ 「地域防犯カメラ管理責任者等届出書(第7号様式)」
- ⑧ 防犯カメラの仕様書、工事の設計書、設置場所を明記した図面
- ⑨ 工事見積書または工事契約書の写し
- ⑩ 防犯カメラの設置が自治会等の総意であることを証する書類

(注8) その他、必要に応じ別途書類を求める場合があります。

5 関係機関・問い合わせ先等

(1) 防犯力向上のための設置場所・犯罪発生状況に関する相談先

逗子警察署生活安全課

・ 桜山4-8-41 ・ 046-871-0110

(2) 補助申請先

逗子市市民協働部生活安全課(市防犯担当課)

・ 逗子5-2-16 ・ 046-873-1111

(3) 市道路管理担当課

逗子市環境都市部都市整備課

・ 同上

(4) 市公園管理担当課

逗子市環境都市部緑政課

・ 同上

(5) 東電柱への設置相談先

東電タウンプランニング(株)神奈川支社 共架業務グループ

・ 横浜市中区山下町273 J P T 元町ビル 7 階 ・ 045-393-9239

(6) N T T 柱への設置相談先

(株)N T T 東日本ー南関東 神奈川事業部

・ 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 - 10 ・ 045-338-4161

